

**市民の自治**  
市民は手をとりあい、力を合わせて地域社会の課題を自ら解決していきます。

**市民の手による自治**  
市民は市民の福祉を実現するために市の運営に主体的にかかわっていきます。

**市民のための自治**  
市は、自立した自治体として市民が暮らしやすい地域社会を実現するよう市を運営していきます。

## 自治運営の基本原則

### 情報共有の原則

市がもっている情報は市民の財産です。そのため、市は情報の適切な発信と管理を市民からゆだねられていると考えています。市民は市がもっている情報にいつでもアクセスし、それを活用することによって、身の回り課題を解決したり、自らの暮らしを豊かにするものとすることができます。

### 参加の原則

誰もが「暮らしやすい」と感じることのできる地域社会をつくるためには、市政に市民が主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案することなどによって、市民の多様なニーズの中から課題に対する必要な解決方法を選択していくことをいいます。

### 協働の原則

市民と市が暮らしやすい地域社会を気づいていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な立場で協力し合っていくことをいいます。

条例に直接規定されている制度

条例の趣旨に基づく制度等

第24条 情報公開  
「情報公開条例」  
(昭和59年 / 平成13年4月1日施行)

情報公開運営審議会

第25条 個人情報保護  
「個人情報保護条例」  
(昭和61年1月1日施行)

第26条 会議公開  
「審議会等会議の公開に関する条例」  
(平成11年4月1日施行)

第22条 区民会議  
「区民会議条例」の制定  
(平成18年4月1日施行)

区民会議

第33条  
自治推進委員会  
自治推進委員会の設置  
(平成19年2月7日)

第31条 住民投票制度  
住民投票制度の検討  
(平成18年10月 検討委員会報告書提出)

第30条 パブリックコメント手続  
「パブリックコメント手続条例」の制定  
(平成18年12月14日公布、平成19年4月1日施行)

第18条 苦情、不服等に対する措置  
市民オンブズマン制度  
人権オンブズパーソン制度  
(平成2年、平成13年)

第21条 必要な組織の整備等  
「区における総合行政の推進に関する規則」の制定  
(平成18年4月1日施行)

第29条 審議会等の市民委員の公募  
「附属機関等の設置等に関する要綱」  
(平成9年6月9日制定)

第27条 情報共有の手法等の整備  
要綱公表の仕組みの検討  
(平成18年4月～)

第17条 評価  
「川崎再生ACTIONシステム」  
(平成15年度～)

政策評価委員会

第32条 協働推進の施策整備等  
協働型事業のルール策定に向けた検討  
(平成19年1月 検討委員会報告書提出)

各種広報制度  
(市政だより、市HPなど)

市民活動支援指針  
(人材育成、資金の確保、活動の場、情報の共有化、中間支援組織)

総合コンタクトセンター

市長への手紙  
(FAX、電子メール)

タウンミーティング

かわさき市民アンケート